

岩見川漁業協同組合
内共第 1 2 号第五種共同漁業権
遊漁規則

(目的)

第 1 条 この規則は、岩見川漁業協同組合（以下「漁協」という。）の有する内共第 1 号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、いわな、やまめ、やつめ、うぐい及びかじかをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊具の承認及び遊漁料の納付義務)

第 2 条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、漁協に申請してその承認を受けなければならない。

2 漁協は、第一項の規定による申請があつたときは、手釣り・竿釣り・がらがけ・やす突き又は投網・刺網・巻網・弓型網・たも網による遊漁の場合には第12条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第 1 項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第

3 遊漁者は、直ちに、第 7 条第 1 項の遊漁料を同条第 2 項の方法により漁協に納付しなければならない。

(漁具、漁法の制限)

第 3 条 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模・条件の範囲内でなければならない。

漁具・漁法	規模・条件
刺網・巻網	網の全長 2 0 m以下

(遊漁期間)

第 4 条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚 種	期 間
あゆ	7月1日から10月31日までの期間内で組合が定める期間
いわな・やまめ	4月1日から9月20日まで
やつめ	1月1日から12月31日まで
うぐい	1月1日から12月31日まで
かじか	1月1日から2月末日まで、5月1日から12月31日まで

(禁止区域)

第 5 条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄に掲げる期間中は、遊漁をしてはならない。

区域	期間
秋田市河辺松沢字岩箱向地内芝野堰頭首工の舟通し内	1月1日から12月31日まで

(全長制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
いわな・やまめ	15cm
うぐい	7cm
かじか	4cm

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が小中学生及び肢体不自由者(身体障害者手帳3級以上)のときは無料とし、高校生の場合は半額とする。次項ただし書に規定する方法により納付するときは、500円を加算した額とする。

魚種	漁具・漁法	遊漁料
あゆ	手釣り・竿釣り がらがけ・やす突き	日券1,500円 年券7,000円
	投網・刺網・巻網 弓型網・たも網	年券8,000円
いわな・やまめ	手釣り・竿釣り	日券1,200円 年券5,000円
やつめ	やす突き	日券1,000円 年券5,000円
うぐい	手釣り・竿釣り やす突き	日券800円 年券5,000円
	投網・刺網 弓型網・たも網	年券7,000円
かじか	手釣り・竿釣り やす突き	日券1,000円 年券5,000円
	投網・刺網 弓型網・たも網	年券7,000円

2 遊漁料は、次に掲げる場所又は漁協が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

- | | |
|---------------|-------------------------|
| (1) 岩見川漁業協同組合 | 秋田市河辺和田字上中野 1 8 4 - 2 |
| (2) ディーループ | 秋田市広面蓮沼 2 4 - 4 - 1 0 1 |
| (3) 松沢幸一 | 秋田市河辺和田字宮崎 1 3 6 |
| (4) 船木寿満代商店 | 秋田市河辺岩見字新川 5 4 |
| (5) 山上充子 | 秋田市河辺三内字寺田 1 5 |
| (6) 熊谷清 | 秋田市河辺三内字曾場台 1 8 - 3 |
| (7) ユフォーレ | 秋田市河辺三内字丸舞 1 - 1 |

- (8) 上州屋 フィッシングジャンボ外旭川店 秋田市外旭川字待台 1 0－1
- (9) 上州屋 秋田店 秋田市川尻大川町 1
- (10) ファミリーマート 河辺和田店 秋田市河辺和田字坂本北 2 8 4－5
- (11) ファミリーマート 秋田割山店 秋田市新屋勝平町 4－1 9

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 漁協は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所、漁協が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。

(県内共通遊漁の承認に関する事項)

第9条 この漁場区域及びア表に掲げる全ての漁場区域において、イ表左欄の水産動物を同表中欄の漁具・漁法を使用して遊漁しようとする者は、第2条、第7条及び第8条の規定にかかわらず、あらかじめ、イ表右欄の1年当たりの遊漁料を納付し、当該遊漁について秋田県内水面漁業協同組合連合会（以下「漁連」という。）の承認を受けなければならない。

ア表

漁場区域（漁業権番号）
内共第1号から内共第25号まで （ただし、内共第13号、内共第22号を除く）

イ表

水産動植物	漁具・漁法	遊漁料（1年）
いわな・やまめ	手釣り・竿釣り	20,000円

2 前項の遊漁料の納付及び遊漁承認証の交付は、次の場所又は漁連が指定するオンラインシステムにおいて行うものとする。

(1) 秋田県内水面漁業協同組合連合会及び同会の指定する販売所

3 第1項の遊漁承認証に記載する事項は秋田県内水面漁業協同組合連合会の定めるものとする。

(遊漁に際して守るべき事項)

第10条 遊漁者は、遊漁をする場合には遊漁承認証を携行し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、漁協が漁業法（昭和24 年法律第267 号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第11条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第2号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第12条 漁協は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

(外来魚の再放流の禁止)

第13条 採捕された外来魚（オオクチバス、コクチバス、ブルーギル及びブラウントラウト等）は、再放流（リリース）してはならない。

(付則) この規則は、令和8年10月21日から施行する。